

令和3年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年6月23日（水） 午前9時から午前10時25分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	欠	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	入佐 哲朗
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	川崎 守
欠	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子		
出	上穂木 紀順	出	松元 渡	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	欠	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	欠	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 西迫 博
 次長兼農地係長 下原 隆二
 振興係長 井手口 剛
 主 査 関口 実
 主 査 池畑 信幸
 主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
 主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について
 - 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
 - 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 〔報告〕
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- 〔その他〕
- ・農地利用最適化推進委員の募集について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 寺下 幸弘 委員 ・ 榎原 辰夫 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第3回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年6月23日(水) 開会 午前9時 閉会 午前10時25分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第3回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の、欠席は、上野委員の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、園田委員が途中退席されます。

推進委員の欠席は、立元委員、有馬委員、鶴田委員の3名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号16番の寺下委員と、19番の榎原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。これより議事に入ります。

それでは、1頁、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第19号、1頁から54頁です。

初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年6月24日です。合計面積は、43万973.69㎡、うち更新分12万870㎡、内訳、田11万6千428㎡、畑31万4千545.69㎡です。利用権を設定する者143人、設定を受ける者76人です。始期は、いずれも令和3年7月1日です。期間は、1年、2年、2年7ヵ月、3年、4年、5年、6年、10年です。

次の3頁から54頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から5番までは、設定期間が1年です。3頁、1番は、使用貸借権で新規設定。2番から5番までは、賃借権で再設定。

次に、4頁、6番は、設定期間が2年で、使用貸借権で新規設定。

次の7番から5頁9番までは、設定期間が2年7ヵ月です。4頁、7番から9番までは、賃借権で新規設定。

次の10番から9頁27番までは、設定期間が3年です。5頁10番11番は、使用貸借権で新規設定。12番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、13番14番は、賃借権で新規設定。15番16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、7頁、17番から19番までは、賃借権で新規設定。

次に、8頁、20番21番は、賃借権で新規設定。22番は、使用貸借権で新規設定。23番は、賃借権で新規設定。

次に、9頁、24番は、賃借権で新規設定。25番から27番までは、賃借権で再設定。

次に、10頁、28番29番は、設定期間が4年です。10頁28番は、賃借権で再設定。29番は、使用貸借権で再設定。

次の30番から21頁73番までは、設定期間が5年です。10頁30番は、使用貸借権で新

規設定。31番は、賃借権で新規設定。32番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、33番から35番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、36番、37番は、賃借権で新規設定。38番は、使用貸借権で新規設定。39番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、40番は、使用貸借権で新規設定。41番から44番までは、賃借権で新規設定。

次に、14頁、45番から48番までは、賃借権で新規設定。

次に、15頁、49番50番は、賃借権で新規設定。51番から53番までは、賃借権で再設定。

次に、16頁、54番から57番までは、賃借権で再設定。

次に、17頁、58番から61番までは、賃借権で再設定。

次に、18頁、62番から64番までは、賃借権で再設定。

次に、19頁、65番から67番までは、賃借権で再設定。

次に、20頁、68番は、賃借権で再設定。69番は、使用貸借権で再設定。70番71番は、賃借権で再設定。72番は、使用貸借権で再設定。

次に、21頁、73番は、賃借権で再設定。

次の74番から33頁118番までは、設定期間が6年です。21頁74番から76番までは、賃借権で再設定。

次に、22頁、77番から80番までは、賃借権で再設定。

次に、23頁、81番から83番までは、賃借権で再設定。84番85番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、86番から89番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、90番から93番までは、賃借権で新規設定。

次に、26頁、94番から97番までは、賃借権で新規設定。

次に、27頁、98番から101番までは、賃借権で新規設定。

次に、28頁、102番から103番までは、賃借権で新規設定。

次に、29頁、104番から107番までは、賃借権で新規設定。

次に、30頁、108番から110番までは、賃借権で新規設定。

次に、31頁、111番は、賃借権で新規設定。

次に、32頁、112番から114番までは、賃借権で新規設定。

次に、33頁、115番は、賃借権で新規設定。116番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。117番118番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の119番から41頁145番までは、設定期間が10年です。33頁119番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、120番121番は、賃借権で新規設定。122番123番は、使用貸借権で新規設定。

次に、35頁、124番は、賃借権で新規設定。125番126番は、使用貸借権で新規設定。127番は、賃借権で新規設定。

次に、36頁、128番から130番までは、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、131 番は、使用貸借権で新規設定。132 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。133 番は、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、134 番から 136 番までは、賃借権で新規設定。137 番は賃借権で再設定。

次に、39 頁、138 番 139 番は、使用貸借権で再設定。

次に、40 頁、140 番は、賃借権で再設定。141 番は、使用貸借権で再設定。142 番は、議事参与制限にあたりますので、後ほど説明します。143 番 144 番は、賃借権で再設定。

次に、41 頁、145 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から、5 番までの 1 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、6 番の 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、7 番から、5 頁、9 番までの 2 年 7 ヶ月もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 5 頁、10 番から、9 頁、27 番までの 3 年もの 18 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 10 頁、28 番、29 番の 4 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 10 頁、30 番から、21 頁、73 番までの 5 年もの 44 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21 頁、74 番から、33 頁、118 番までの 6 年もの 45 件ですが、33 頁、116 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 33 頁の 116 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 33 頁、116 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長の案件は、許可と決定いたしました。

次に、33 頁、117 番と 118 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

33 頁、117 番と 118 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 33 頁の 117 番 118 番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

議 長 入佐委員に係る 33 頁、117 番と 118 番の 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 6 年もの 42 件です。ご異議ありませんか

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、119 番から、41 頁、145 番までの 10 年もの 27 件ですが、37 頁、132 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に退席をいただき審議します。

(永山委員：退席)

37 頁、132 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 37 頁の 132 番は、借人永山委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

議 長 永山委員に係る 37 頁、132 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(永山委員：着席)

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、40 頁、142 番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

40 頁、142 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 40 頁の 142 番は、借人倉田委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。

議 長 倉田委員に係る 40 頁、142 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 25 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、42 頁から 47 頁です。42 頁で説明します。公告年月日は令和 3 年

6月24日、合計面積は、4万9千611㎡です。うち、田7千223㎡、畑4万2千388㎡です。所有権を移転する者18人、所有権の移転を受ける者10人です。

次の43頁1番から46頁の18番までは、全て所有権移転協議成立したのですが、45頁10番と12番が議事参与の制限に、13番が農業委員会の取決め制限に、46頁18番が議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。以上です。

議長 　ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したものの18件ですが、45頁、10番と12番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

（福元副会長：退席）

45頁、10番と12番について事務局の説明をお願いします。

井手口 　45頁の10番12番は、譲受人福元副会長が代表を務める法人が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 　福元副会長に係る45頁、10番と12番の所有権移転協議成立の2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（福元副会長：着席）

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、45頁、13番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、松元委員に退席をいただき審議します。

（松元委員：退席）

45頁、13番について事務局の説明をお願いします。

井手口 　45頁の13番は、譲渡人松元委員のお父さんが所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 　松元委員に係る45頁、13番の所有権移転協議成立の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（松元委員：着席）

松元委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、46頁、18番が議事参与の制限にあたりますので、泊委員に退席をいただき審議します。

（泊委員：退席）

46頁、18番について事務局の説明をお願いします。

井手口 　46頁の18番は、譲渡人泊委員が所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 　泊委員に係る46頁、18番の所有権移転協議成立の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（泊委員：着席）

泊委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの所有権移転協議成立14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、48 頁から 54 頁です。48 頁で説明します。公告年月日は、令和 3 年 6 月 24 日です。合計面積は、4 万 5 千 663 m²で、うち、田 1 万 1 千 94 m²、畑 3 万 4 千 569 m²です。利用権を設定する者 11 人、利用権の設定を受ける者 10 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 7 月 1 日で、設定期間は 5 年、10 年です。

49 頁をご覧ください。貸人から公社への期間権利区分別です。1 番は、設定期間が 5 年で賃借権。2 番から 51 頁 11 番までは、設定期間が 10 年です。49 頁 2 番 3 番は、賃借権。4 番は、使用貸借権。5 番は、賃借権。6 番は、使用貸借権。

次に、50 頁、7 番から 9 番までは、使用貸借権。

次に、51 頁、10 番は、使用貸借権。11 番は、賃借権。次の 12 番からは、公社から借人への転貸設定です。12 番は設定期間が 5 年で賃借権。13 番から 54 頁 21 番までは設定期間が 10 年です。51 頁 13 番 14 番は賃借権。

次に、52 頁、15 番から 18 番までは、使用貸借権。

次に、53 頁、19 番は、使用貸借権。

次に、54 頁、20 番は、使用貸借権。21 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、49 頁、1 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、49 頁、2 番から 51 頁、11 番までの 10 年もの 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社からの転貸設定の 51 頁、12 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51 頁、13 番から 54 頁、21 番までの 10 年もの 9 件ですが、54 頁、21 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

54 頁、21 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 54 頁の 21 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 54 頁、21 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの10年もの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、55頁、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第20号、55頁から61頁です。61頁で説明します。今回は、所有権移転27件です。内訳は、田5筆、5千289㎡、畑40筆、6万5千193㎡、その他1筆、1万1千153㎡、計46筆、8万1千635㎡です。

初めに、55頁です。1番は、田2千873㎡の売買です。2番は、畑1万3千196㎡の売買です。3番は、次の頁にかけて、畑4千47㎡の売買です。

次に、56頁、4番は、畑1千967㎡の売買です。5番は、牧場1万1千153㎡の売買です。6番は、畑1千417㎡の売買です。7番は、畑860㎡の売買です。

次に、57頁、8番は、畑1千320㎡の売買です。9番は、畑3千89㎡の売買です。10番は、畑2千720㎡の売買です。11番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。12番は、次の頁にかけて畑2千938㎡の売買です。

次に、58頁、13番は、畑3千274㎡の贈与です。14番から59頁20番までは、すべて地上権設定で5条申請と関連です。14番は設定期間が3年、15番から59頁20番までは設定期間が10年です。

次に、60頁、21番から61頁27番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明がありました。57頁、11番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

57頁、11番について事務局の説明をお願いします。

井手口 57頁の11番は、譲受人福元副会長が所有権移転を行うもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。

議長 福元副会長に係る57頁、11番の1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、調査がなされていますので、60頁、21番から61頁、27番までを村山委員に、報告をお願いします。

村山 議席番号15番の村山です。去る6月15日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、60頁の21番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地にはカボチャを作付けすることでした。

次に、22番ですが、23番も関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、

周囲の地権者に農地の管理を頼まれたことから、使用貸借権の設定及び贈与を受けるもので、取得する農地には野菜を作付けするとのことでした。

次に、24番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けするとのことでした。

次に、61頁の25番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には落花生などを作付けするとのことでした。

次に、26番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具はリース会社及び知人から借り受ける計画でした。今回、取得する農地には稲や甘藷を作付けするとのことでした。

次に、27番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は、親族から借りて作業を行うとのことでした。今回、取得する農地にはブルーベリーなどを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました26件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、62頁、議案第21号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第21号、62頁の2件です。1番は、平成21年に許可を受けたもので、当初の事業者の所有する土地及び施設を継承し、その施設を利用してペットブリーダーを営む予定であり、その従業員用の駐車場と通路を確保するため、事業計画の変更を行うものです。

なお令和3年6月から飼育従事者1人当たりの飼育数は、犬の場合15頭以下、猫の場合25頭以下と改正され、今回の施設では6,000頭の飼育を計画するもので、従業員等の車428台分の駐車場とその通路を整備する計画です。5条申請の16番と関連です。

次の2番は、平成28年に許可を受けたもので、当初の事業では、一般住宅と貸家を建設する計画でしたが、貸家の建設が遅れ、今回事業継承者から一般住宅を建築したいとの申し出があったことから、事業計画の変更を行うものです。5条申請の25番と関連です。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました、事業計画変更2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、63頁、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第22号、63頁です。今回は2件で、畑3筆、4千10㎡となっています。

1番は、農業用倉庫を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

2番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、63頁、2

番を有村委員に報告をお願いします。

有 村 議席番号 18 番の有村です。去る 6 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

63 頁の 2 番ですが、申請地は笠野原小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されておりますが、都市計画用途地域から 500 m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に排水路を整備する計画です。周辺は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する場所で、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、64 頁、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 23 号、64 頁から 71 頁です。71 頁で説明します。今回は、32 件で、田 9 筆、3 千 62 m²、畑 35 筆、4 万 2 千 865. 143 m²、樹園地 1 筆、0. 76 m²で計 45 筆、4 万 5 千 927. 903 m²となっています。

64 頁をご覧ください。1 番は、店舗用地を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番と 3 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

5 番と次の頁の 6 番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、65 頁、7 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

8 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

9 番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は 2 の 4 です。

次に、66 頁、10 番は、牛舎、運動場、ロール置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

11 番は、建売住宅、進入用道路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

12 番は、歯科医院、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 13 番は建売住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、67 頁、14 番は、牛舎、ラッピングロール置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次の 15 番から 71 頁の 32 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、67 頁、15 番から、68 頁、18 番までを牧之瀬委員に、68 頁、19 番から、69 頁、21 番までを鬼塚委員に、69 頁、22 番から、25 番までを有村委員に、70 頁、26 番から、29 番までを持増委員に、71 頁、30 番から、32 番までを新村委員に報告をお願いします。

牧之瀬 議席番号 12 番の牧之瀬です。去る 6 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、67 頁の 15 番ですが、申請地は野里小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に農業用の資材置場及び駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に16番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に第一種動物取扱業施設の従業員のための駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に68頁の17番ですが、申請地は大始良出張所の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び車庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に18番ですが、申請地は大始良東集落センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、15番から18番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

鬼塚 推進委員の鬼塚です。去る6月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、68頁の19番ですが、申請地は吾平総合支所の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に20番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自身が役員をしている法人への貸資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に69頁の21番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、自宅に隣接する申請地に駐車場及び物置を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、19番から21番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響

を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

有 村 議席番号 18 番の有村です。去る 6 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、69 頁の 22 番ですが、申請地は東原小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で不動産を営む法人で、申請地に建売住宅 2 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 23 番ですが、申請地は細山田中学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 24 番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 25 番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、22 番から 25 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

持 増 推進委員の持増です。去る 6 月 15 日、記載の委員と事務局で農地法第 5 条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

まず、70 頁の 26 番ですが、申請地は、笠之原インターチェンジの北西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光発電施設を整備する計画です。申請地では、所有者の農業法人がサカキを栽培する計画です。転用の期間は 3 年間となります。今回は、すでに転用許可を受けて施設が完成しているほ場を確認した後、現地の調査を行いました。調査は、先の総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量の見込みが地域の平均単収に比べて 2 割以上減少しないこととなっておりますが、サカキは、日陰でも生育する植物であり、生産者の営農指導を受けながら、取り組んでいく計画であることから、平均単収を確保する見込みがあると判断しました。また、支柱の高さは 2.2m で農作業への支障はなく、周辺農地への日照の影響についても、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないものと思われれます。なお、雨水排水の処理については、排水施設の整備により、流出のおそれがないことから、支障はないと判断しました。

次に、27番から29番まで、併せて報告します。申請地は、東原インターチェンジの南東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用区域内農地です。転用事業者は、営農型太陽光発電施設を整備する計画であり、申請地では、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は営農者が認定農業者であるため、10年間となります。調査は、先ほどと同じように営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、すでに完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないものと思われます。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、26番から29番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

新 村 議席番号4番の新村です。去る6月15日、記載の委員と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、71頁の30番から32番は関連ですので一括して報告します。申請者は市内の茶を経営する農業法人で、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用の申請です。転用の期間は認定農業者であるため10年間となります。太陽光パネルは従来型より小型で、パネルの間隔も広く支柱の高さは3mで摘採機や作業機械での作業への支障はなく、周辺農地への日照の影響についても、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないものと思われます。

以上のことから、30番から32番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請32件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、72頁、議案第24号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第24号、72頁から78頁です。73頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、畑2万1千219㎡、その他273.84㎡の合計2万1千492.84㎡となっています。次の74頁から78頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、72頁、1番から、73頁、5番までを畠井委員に報告をお願いします。

畠 井 議席番号13番の畠井です。

去る6月14日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

72頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は74頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅6棟及び駐車場、通路を建築する

計画です。申請地は鹿屋東中学校の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種の農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 75 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は昭和 54 年頃から住宅敷地として使用しており、これを是正するものです。申請地は旭原簡易郵便局の北東に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第 3 種農地です。申請地内の建物の状況から 20 年以上経過していることが判断され、また農地への復元も困難であることから、農振除外後は非農地に認められると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 76 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は旭原簡易郵便局の北東に位置し、周辺は市街地化の傾向が著しい区域内にある、第 3 種農地です。申請地は街区面積に占める宅地面積の割合が 40%を超過していることから、許可基準の街区 4 割超住宅化農地に該当し、転用の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 77 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に豚舎 9 棟及び堆肥舎、駐車場を整備する計画です。申請地は畜産環境センターの南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 73 頁の 5 番ですが、周辺図等は 78 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に畜産ふん尿浄化処理施設及び堆肥舎を整備する計画です。申請地は畜産環境センターの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、報告があった 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、79 頁、議案第 25 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 25 号、79 頁です。今回は 3 件で、畑 3 筆、3 千 113 m²です。すべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、79 頁、1 番、2 番を村山委員に、3 番を鬼塚委員に報告をお願いします。

村山 議席番号 15 番の村山です。

去る 6 月 15 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、79 頁の 1 番ですが、申請地は、有武簡易郵便局の北に位置し、昭和 48 年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過しているこ

とが判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は平和公園の北西に位置し、昭和55年から畜舎敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から20年以上経過していることが判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

鬼塚 推進委員の鬼塚です。

去る6月14日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

79頁の3番ですが、申請地は、老人保健施設おさしおの西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり、状況からしても、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、80頁、議案第26号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第26号、80頁から81頁です。今回新たに、譲渡希望が80頁、1番。次に、賃貸借希望が81頁、1番から3番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農地について説明がありました。

これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

80頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を中塩屋委員と垣内委員をお願いします。

次に、81頁、賃貸借希望の1番を畠井委員と西元委員に、2番と3番を堀之内委員と大園委員をお願いします。

次に、82頁、議案第27号「行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

次長 議案第27号 行動する鹿屋市農業委員会の確立に向けた取組方針の具体案について、ご説明します。

まず、82頁の、その1、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。

1の農業の概要については、「大隅地域の農業」の値となりますが、昨年度とは、耕地面積が10,100haから9,870haに変更となっています。

2の農業委員会の現在の体制については、変更はありません。

次に83頁、担い手への農地の利用集積・集約化については、集積実績が3,899haで目標を大きく上回る結果となったところです。

次に84頁、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、11名の新規参入者があったところです。

次に、85 頁、遊休農地に関する措置に関する評価については、農家の高齢化や鳥獣被害等により、遊休農地面積が 376ha で、昨年度と大きな変更はありません。

次に 86 頁、違反転用については、昨年、新たに発生した事案があり、増加したところです。現在、是正の手続を行っているところです。

次に 87 頁、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、

1 の農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の受付件数が 274 件、許可件数が 274 件で申請からの処理期間が 23 日という結果です。

2 の農地転用に関する事務は、349 件で申請からの処理期間が 48 日という結果です。

次に、88 頁、3 の農地所有適格法人からの報告への対応は、88 法人でした。

4 の情報の提供は、賃貸借件数が 1,753 件、権利移動件数が 237 件、農地台帳面積が 9,870ha となりました。

次に、89 頁、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、ありませんでした。事務の実施状況の公表については、ホームページで公表しています。

次に、90 頁から 92 頁までの、その 2 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、先程申しました令和 2 年度の実績の数値をもとに計画を記載していますので、お目通しください。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局より説明がありました。その 1、その 2 を一括して審議いたします。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということですので、原案どおり承認することとします。

次に、93 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、93 頁から 101 頁です。101 頁で説明します。今回は 33 件で、田 41 筆、4 万 2 千 536 m²、畑 24 筆、4 万 4 千 209 m²、計 65 筆、8 万 6 千 745 m²です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、93 頁です。1 番は、借り手の変更。2 番は、中間管理機構への貸し出し。3 番は、借り手の都合。

次に、94 頁、4 番から 6 番は、借り手の都合。7 番は、貸し手の都合。

次に、95 頁、8 番は、売買のため。9 番 10 番は、借り手の都合。11 番は、中間管理機構への貸し出し。12 番は、借り手の都合。

次に、96 頁、13 番は、借り手の都合。14 番は、借り手の変更。15 番は、借り手の都合。16 番は、売買のため。

次に、97 頁、17 番は、貸し手の都合。18 番は、借り手の都合。19 番は、売買のため。20 番は、借り手の都合。

次に、98 頁、21 番から 23 番は、借り手の都合。24 番 25 番は、貸し手の都合。

次に、99 頁、26 番は、借り手の変更。27 番 28 番は、借り手の都合。29 番は、貸し手の都合。

次に、100 頁、30 番は、売買のため。31 番は、借り手の変更。32 番 33 番は、売買のため。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、93 頁から、101 頁までの 33 件の合意解約です。報告しておき

ます。

以上で、第3回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、農地利用最適化推進委員の募集について、事務局から説明をお願いします。

局長 お手元に配布してあります農地利用最適化推進委員の募集等についてをご覧ください。まず、推進委員の募集についてですが、募集期間は6月21日から7月20日までの30日間で、申請については、3種類の推薦又は応募により申請ができます。

その他、提出先、公表等は、資料でご確認ください。

なお、推進委員の定数は21人で、定める区域ごとに鹿屋地区10名、串良地区5名、輝北地区3名、吾平地区3名となっています。

各地域から、多くの候補者が申請していただけるよう、農業委員の方々にも、ご協力願います。

選考については、記載のとおりですので、お目通しください。以上で説明を終わります。

局長 それでは、7月の調査委員を申し上げます。

7月12日、月曜日、4条・5条の調査が、寺下委員、鶴田委員でございます。

7月12日、月曜日、農振調査が、上野委員、入佐委員でございます。

7月13日、火曜日、4条・5条の調査が、園田委員、川崎委員でございます。

7月13日、火曜日、3条調査が、榎原委員、垣内委員でございます。

7月の総会は、7月21日、水曜日の9時からとなります。

議長 他にありませんか。

推進員さんから本日の議事に対して伺いたいことはありませんか。

ないようですので、これをもって令和3年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)